

総務常任委員会調査事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	地域における動物に関する諸課題について	環 境 保 護 課

令和 7 年 8 月 5 日

地域における動物に関する諸課題について

1 県・市町村の役割について（参考資料1－1，1－2）

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、県・市町村で役割分担がある。

2 動物に関する諸課題について（参考資料2－1）

（1）犬・猫に関する飼い方マナーについて

犬・猫に関しては、飼い方マナーや去勢・不妊手術、多頭飼育問題など様々な課題を抱えている。

（2）野生動物への対策について

イノシシ、ハクビシン、アライグマなどの獣類やハト、カラスなどの鳥類について、様々な対策を行っている。

（3）給餌による環境衛生の悪化に伴い寄せられる苦情について

（4）ペット防災について

1 県・市町村の役割について

参考資料1-1

法律名	県の役割	市町村の役割	本市の事業
狂犬病予防法	・ 予防（予防員の任命等） ・ 発生時の実働対応（移動制限、交通制限、薬殺等）	・ 登録 ・ 予防注射	「畜犬登録・狂犬病予防注射事業」 集合予防接種を毎年5月頃に実施
動物愛護法	・ 動物愛護管理推進計画の策定 ・ 動物取扱業の監督、指導、行政処分 ・ 動物愛護管理センターの設置・運営、動物の引取り ・ 条例の制定（神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例） ・ 周辺的生活環境の保全（飼い主への指導、多頭飼育）	・ 普及啓発（地域の実情に応じた関係者との連携）	「犬猫の飼い方マナー啓発事業」 しつけ教室や啓発看板の貸与、ドッグラン等を実施
鳥獣保護管理法	・ 市に権限委譲していない全ての動物（クマ、サル、シカを含む）の有害鳥獣捕獲許可 ・ 鳥獣保護管理事業計画等の策定 ・ 鳥獣保護区・指定猟法禁止区域の指定 ・ 狩猟免状の交付、狩猟者登録等	・ 県から権限移譲された鳥獣類の捕獲許可 獣類 14種 イノシシ、ハクビシン、アライグマ等 ・ 鳥類 23種 カラス、ハト、ヒヨドリ等 ・ 権限移譲対象の動物種は、都道府県により異なる	「有害鳥獣等対策事業」 捕獲や処分に係る委託を実施 ・ 狩猟免状を保持しない者は、何人たりとも鳥獣を捕獲することはできないが、別途要領を定め、市が檻を貸し出す場合には捕獲ができるものとしている

関係法令

狂犬病予防法（抜粋）

第二章 通常措置

（登録）

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

（予防注射）

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼育に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼育及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導すること、多数の動物の飼育及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

→ 神奈川県では、「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しており、小田原市の区域について適用

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第25条 都道府県知事は、動物の飼育、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第7項 都道府県知事は、市町村の長に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例

（勧告、命令等）

第18条 知事は、飼養者が第7条各号（飼養者の遵守事項）の規定に違反していると認めるときは、当該飼養者に対し、期限を定めて、生活環境の汚染又は人の生命、身体若しくは財産に対する侵害を防止するため、又は動物の健康及び安全を保持するために必要な措置を取るべきことを勧告することができる。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二種特定鳥獣のうち、ニホンザル、ニホンジカについては、
都道府県知事が、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定することとしており、
神奈川県では、

「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」

「神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画」を策定。

事務処理の特例に関する条例（神奈川県条例）

別表 16 の 3

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

法第9条（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等を許可）

鳥獣類を規定し、許可証を交付

・イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ等の獣類 14種

・ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ等の鳥類 23種

※「ニホンジカ」は、県が管理計画を策定しており、許可権者が県であるため、
捕獲申請者を市がまとめて県に申請している

神奈川県の動物愛護行政の体制

- ・本庁（健康医療局生活衛生部生活衛生課）
→基本方針、計画の策定、全体調整など
- ・小田原保健福祉事務所（生活衛生部環境衛生課）
→多頭飼育問題やペットの飼い方に係る立入検査・行政指導、咬傷事故・放浪犬・負傷猫等の対応など
- ・動物愛護センター
→動物の保護・譲渡・啓発活動・指導・取扱業への対応、災害時における動物救護の推進など

神奈川県の鳥獣保護管理行政の体制

- ・本庁（環境緑政局緑政部自然環境保全課）
→基本方針、計画の策定、全体調整など
- ・県西地域県政総合センター（環境部環境調整課）
→自然環境の保全、野生鳥獣の保護管理、適正な狩猟の指導など
- ・自然環境保全センター
→傷病動物（野生鳥獣）の持込み、保護、治療（犬・猫・ハト・カラス以外）など
- ・鳥獣被害対策支援センター
→野生鳥獣による被害全般に対する市町村職員への指導、助言、協働など

2 動物に関する諸課題について

(1) 犬・猫に関する飼い方マナーについて

ア 犬について

- ・狂犬病予防法に基づき本市では畜犬登録（犬の登録及び狂犬病予防の注射済票の交付事務）を行うほか、狂犬病予防注射の接種率向上のため、狂犬病予防集合注射をおこなっている。
- ・これにより、本市に登録されている犬については、飼い主や所在地、狂犬病予防注射の接種状況等が管理できる。

※平成 12 年度より神奈川県から各市町村に事務移譲がなされた。

- ・本市では、マナー啓発として広報小田原への掲載、愛犬手帳での周知、犬のしつけ教室の開催、ふん尿放置禁止の看板の貸与などの啓発活動を行っている。
- ・犬をリード無しで散歩させていることや鳴き声等の犬の飼い方に関する苦情に対しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条及び「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」第 18 条に基づき、県が、飼養者に対して適切な飼養を行うよう勧告ができることとなっている。
- ・市内の場合は、神奈川県小田原保健福祉事務所環境衛生課で不適正な飼養をしている飼い主に対し指導をしているほか、平塚市にある神奈川県動物愛護センターでも対応しており、本市としても協力している。

イ 猫について

- ・本市では、マナー啓発として、野良猫による被害に対して、広報小田原への掲載、自治会にマナー啓発チラシの回覧を依頼、ふん尿放置や無責任な餌やりの禁止の看板の貸与などの啓発活動のほか、次のような対策を講じている。
- ・猫については、犬とは異なり登録義務の制度がないため、市内の猫の頭数を把握するのは困難である。また、猫は年に 2～3 回出産でき、一度に 3～6 匹ほどを出産するため、多頭飼育崩壊等の問題につながりやすい傾向にある。
- ・無責任な野良猫へのエサやりによる糞尿被害、鳴き声等の苦情については、犬の場合と同様、小田原保健福祉事務所が不適正な飼養をしている飼い主（エサやりをしている人）に対し指導をしている。

◇野良猫の去勢・不妊手術費補助金

- ・「野良猫を減らす対策」として、野良猫を自らの飼い猫として飼養する場合における去勢・不妊手術費用の一部を補助。
- ・オス 2,000 円、メス 3,000 円を上限に補助。

◇さくら猫無料不妊手術事業

- ・「野良猫を増やさない対策」として、飼い主がいない猫に対し、TNR（Trap Neuter Return）を行い、不妊去勢手術費用の全額を公益財団法人どうぶつ基金が負担する事業。
- ・TNRのうち、Neuter（不妊去勢手術）の部分をどうぶつ基金が負担し、Trap（捕獲）とReturn（元の場所に戻す）の部分はボランティアに協力いただく形で行っている。
- ・どうぶつ基金は、飼い主のいない猫が無料で不妊去勢手術を受けることができるよう無料不妊手術チケットを発行している。
- ・行政枠のほか、団体枠、一般枠があるが、チケットの応募数に上限があるため、市内における TNR 活動はボランティアと連携する形で行政枠を利用している。

	応募資格	応募数の上限
行政枠	①地方公共団体 ②地方公共団体が運営又は管理する公共施設及びそれに準ずる施設（公園・道路・港湾等）の管理者等	上限なし
団体枠	①公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人、認定 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人のうち、どうぶつ基金の地域相談窓口として紹介されること、相談者に対応することに同意した者 ②学校法人、自治会連合会、自治会	40 枚まで
一般枠	行政枠、団体枠に当てはまらない者	10 枚まで

（参考）年度別のマナー啓発用看板貸し出し枚数（R7 年度は、R7.6 月末現在）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
犬	249	253	217	159	183	25
猫	20	5	24	29	1	5
合計	269	258	241	188	184	30

ウ 多頭飼育問題について

- ・多頭飼育崩壊現場に係る対応は、県の保健福祉事務所（または動物愛護センター）の管轄になるものの、地元自治体としては県との情報共有などを通じて連携して対応することが望ましいと考えている。
- ・連携して対応する際、その対象が猫であれば、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「多頭飼育救済事業」に申請している。
- ・多頭飼育崩壊をしてしまった猫については、不妊去勢手術を実施した上で、ボランティア活動者と協働で里親探しをしている。
- ・令和元年度～令和6年度において、本市が小田原保健福祉事務所と連携して対応した事例は5件ある。
- ・令和6年度のケースにおいては、現場発覚当初、これまでの事例と同様に対応する予定であったが、県との調整の結果、最終的には動物愛護センターにて全頭保護されることとなった。
- ・なお、ブリーダーによる多頭飼育崩壊に関しては、ブリーダーへの指導権限の観点から動物愛護センターが対応している。
- ・多頭飼育・不適切飼育問題については、早期探知及び多角的な支援が必要であることから、小田原保健福祉事務所を中心に、本市の環境部や福祉健康部、動物愛護推進員等をメンバーとした「見守りチーム」により、連携して対応することとなっている。
- ・この「見守りチーム」は、令和3年に発足しており、多頭飼育等の問題が生じた場合には、このチームで対応していくこととなっている。

(2) 野生動物への対策について

ア 有害鳥獣への対策

- ・市では、県から権限移譲を受けた獣類 14 種（イノシシ、ハクビシン、アライグマ等）、鳥類 23 種（ハト、カラス、ムクドリ等）について捕獲許可証を交付することができる（ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマは委譲されていない）。
- ・市がこれらの野生動物による被害の相談を受けた場合、状況を確認したうえで、自衛策を講じてもなお被害が軽減しないと認められる場合において、捕獲許可申請を受け付けている。
- ・また、小田急電鉄が実施しているハンターバンク事業による捕獲を実施するなど、全国的に見ても先進的な事例を積極的に実施しているが、それでもなお被害は生じている。

イ ニホンジカ、イノシシへの対策

- ・市内の山間部を中心に 450 名近い者に対し捕獲許可証を交付し、罠を設置している。主な活動者は個人だが、小田急電鉄のハンターバンクや箱根町との市町境付近で実施している NPO 法人おだわらいノシカネット、また、個人捕獲者が集まって活動するグループ等、幅広く存在している。
- ・林縁部においても出没情報が寄せられることがある。そうした場合、捕獲者へ連絡し、現場に向かってもらって現地確認をした後に罠を設置するなどの対応を行っている。
- ・市街地に出没した場合は、猟友会、警察、県と協働し、状況に応じて執りうる手法を総合的に判断し対応している。
- ・農地に出没し農業被害を起こす場合は、農協から農家に対しイノシシ用の捕獲檻を貸し出す事業もある（申請は農協が取りまとめて市へ提出している）。
- ・箱根町の町域内でニホンジカが急速に数を増やしていることが判明しており、環境省の国立公園管理事務所に事務局を務める協議会に、本市も委員として参加。今後、積極的な捕獲作業が進められる予定である。

ウ 小動物（ハクビシン、アライグマ等）への対策

- ・家の天井裏に侵入することや、庭の果樹への食害、糞尿被害等、全市域的に生活被害を及ぼしている。
- ・元来、個人が罠を設置して捕獲する場合には、狩猟免許及び捕獲許可証の所持が必要だが、市町村が捕獲檻を貸し出す場合は、本市に限らず全国的に別途要領を定めて、狩猟免許を所持していなくても設置することが可能である。
- ・農地への農業被害もあるため、農協から農家に対し小動物用の捕獲檻を貸し出す事業もある（イノシシと同様に申請は農協が取りまとめて市へ提出）。

エ 鳥類への対策

- ・本市では、小田原駅周辺にカラス用の捕獲檻を設置しているほか、例年、繁殖シーズン前の２月から３月頃に、山間部において小田原市鳥獣被害対策実施隊（市農政課が委嘱）が銃器によって毎年 100 羽以上のカラスやヒヨドリを駆除している。
- ・また、企業においても、東京電力や JR、NTT 等が電柱等のカラスの巣の撤去やヒナ、卵の捕獲を実施するなど、市の捕獲許可を受けながらカラス対策に協力いただいている。
- ・「カラスが増えた原因は、人が出した生ごみがエサとなっている」とも言われているため、本市としても、エサ（ごみ）がなくなることが最も効果的であると考えており、広報紙による周知やごみ集積場所用の飛散防止ネットの貸出等を行い、ごみ出しルールの徹底に努めている。

オ 市が把握している鳥獣の捕獲数（過去５年度分）

令和 7 年 3 月末 現在

動物種	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024
ニホンザル	5	4	1	4	－
ニホンジカ	197	209	301	462	454
イノシシ	590	562	212	304	496
アライグマ	6	6	12	7	16
アナグマ	15	11	14	12	16
ハクビシン	111	105	57	62	65
タヌキ	45	32	21	12	27
カラス	161	116	77	95	74
ヒヨドリ	218	91	15	50	196
合計	1, 348	1, 136	710	1, 008	1, 344

(3) 給餌による環境衛生の悪化に伴い寄せられる苦情について

- ・市には、野鳥への給餌に対する苦情が数件寄せられている。
- ・いくつかの自治体で「餌やり禁止条例」が存在することは把握しているが、自分の所有地における行為については、拘束力に疑問が残る。

(4) ペット防災について

- ・市では、ペット避難を受け入れる側である広域避難所運営委員会に向けて、小田原獣医師会と協働し「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」を策定している。
- ・避難所によって物理的な形状や状況、起こりうる災害の種類が異なるため、受け入れ場所などの詳細については、最終的には各広域避難所運営委員会の判断による。